

平成 25 年（行ウ）第 10 号 損害賠償等請求事件（住民訴訟）

原 告 河濟盛正ら 外 44 名

被 告 山口県知事

第 4 準備書面

2014（平成 26）年 8 月 8 日

山口地方裁判所 御中

原 告 訴訟代理人弁護士 田 川 章 次

同 訴訟代理人弁護士 内 山 新 吾

同 訴訟代理人弁護士 小 沢 秀 造

同 訴訟代理人弁護士 堀 良 一

同 訴訟代理人弁護士 永 井 光 弘

同 訴訟代理人弁護士 浅 野 正 富

同 訴訟代理人弁護士 嶋 田 久 夫

同 訴訟代理人弁護士 丸 山 明 子

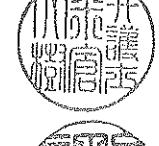
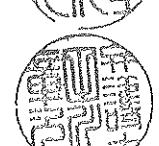
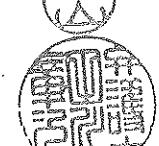
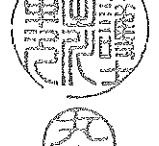
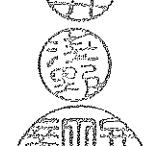
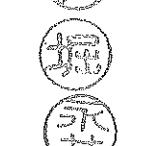
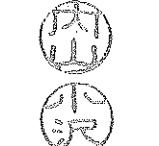
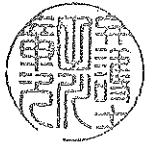
同 訴訟代理人弁護士 仁 比 聰 平

同 訴訟代理人弁護士 石 口 俊 一

同 訴訟代理人弁護士 則 武 透

同 訴訟代理人弁護士 米 倉 大 樹

同 訴訟代理人弁護士 内 山 傑 史



被告からは依然として本件訴えを却下すべきとの主張がなされているが、かかる主張に理由がないことは既に原告第3準備書面で述べたとおりである。以下、本案についての主張に入るとともに、前回、平成26年7月9日の期日で証明を求められた点について主張を補足する。

なお、被告から平成26年8月4日付けで被告第2準備書面が提出されたが、同書面に対する反論は、後日追って書面にて提出する。

第1 山本繁太郎及び村岡嗣政両名による判断留保に裁量の逸脱・濫用があることは明白であり、かつ、その瑕疵は極めて著しいものであること

1 上関原発を建てさせない山口県民大集会の共同代表らは、平成26年6月16日、被告に対し、「中国電力による公有水面埋立免許延長許可申請に係る判断先送りに対する申入れ」を行った（甲25）。

これに対し、被告は、山口県商工労働部長を通し、本件許可申請に対する判断留保の理由として、「上関原発建設計画に係る公有水面埋立免許については、事業者から変更許可が申請されているが、埋立免許権者である県としては、申請内容の的確な把握に努め、公有水面埋立法に基づき適正に審査する責務があることから、法律上の要件である『正当な事由』の有無を判断できるようになるまでは、審査は継続する必要がある」と考えている。（甲26：記1）。

2(1) しかし、本件許可申請に対していつまでに許否の判断を下すかについての被告の裁量は、あくまで延長許可申請がなされた時点において既に存在する事情を基礎として、公有水面埋立法（以下「公水法」という。）13条の2第1項における「正当ノ事由」の有無を、その存否を判断するのに必要な合理的期間の範囲内で、判断することができるというものであり、「正当ノ事由」の有無を判断できるようになるまで判断を留保することができるというものではないとい

うべきである。なぜなら、後者だと、要件が充足されるまで無制限に延長することで、必ず「正当ノ事由」ありと判断されることになりかねず、公水法が厳格な期間制限（同法 13 条、13 条の 2 第 1 項、34 条 1 項 2 号・但し書）を設けた趣旨を完全に没却してしまうからである。

(2) また、上記回答は、今現在も「正当ノ事由」が存在しないことの裏返しでもあるといえる。このことは、被告が、原告らからの度重なる本件非開示部分（甲の 9 の 1 ないし同 6）の開示要請を拒否し、本案前の抗弁に固執していることからも。

(3) 以上、上記回答に照らせば、山本繁太郎及び村岡嗣政両名による判断留保に際し、そもそも「正当ノ事由」を基礎付ける事実が存在していない、あるいは、将来における政策変更という判断の基礎とすべきでない事情を基礎に判断が留保されている蓋然性が極めて高い（原告第 1 準備書面・第 1 ・ 2 ・(2) ・ ウ 及びエ（4 頁ないし 7 頁）、同第 2 準備書面・第 2）。

3 したがって、上記両名による判断留保に裁量の逸脱・濫用があることは明白であり、本件許可申請から既に 1 年以上が経過した今現在において、その瑕疵は極めて著しいものである。

第 2 本件郵送費に係る支払担当者等の特定

本件不作為という違法な状況下における審査等に要した用紙代、郵券代及び職員の入件費などの各支出（以下「本件支出」という）のうち、被告が中国電力株式会社に対して補足説明を求める際に送付した書面の郵送費（以下「本件郵送費」という）に係る支払担当者（支出負担行為・支出命令者）等は、別紙本件郵送費に係る支払担当者等記載のとおりである（甲 27 の 1、同 2）。

第3 本件管理権の財産該当性について

- 1 原告第3準備書面・第9において、公有水面が国の所有物ではなく、被告が主張するように、公水法1条で「公有水面…國ノ所有ニ属スル」との文言から直ちに請求の趣旨2項の請求が「住民監査請求の対象にはならない」ことにはならないことは論じた。地方自治法において、「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるものをいう（同法238条1項柱書）として、1項4号で「地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利」が挙げられている。「所有に属する」との文面だけからすれば、「公有財産」に該当するためには、普通地方公共団体の所有物あるいはその上に設定される権利であることが前提要件であるかのように読める。
- 2 しかし、原告第3準備書面・第9で既に述べたが、「海は、誰の所有物にも当たらない「公共用物」 = 「公有水面」であり、排他的支配権である土地所有権の設定は許されない」ものの、かかる公有水面上に設定される漁業権及び入漁権については、上記「その他これらに準ずる権利」に含まれる（甲24、甲28）。すなわち、普通地方公共団体の所有物上に設定される権利でなくとも、同団体に適切に管理させることでその価値を保全すべきである特に重要な財産的価値を有する権利については、「公有財産」に含まれるのである。「所有に属する」とは、普通地方公共団体の所有物やその上に設定される権利に限定されるものではなく、普通公共団体に帰属する権利も広く含まれると解すべきである。

公有水面の将来を無用不確かにして、貴重な自然管理がおろそかになることを避けるという公水法の趣旨に照らせば、公有水面の管理にかかる本件管理権は特に重要な財産的価値を有する権利であり、山口県に適切に管理させることでその価値を保全する必要性が高いことは既に述べた。

3 したがって、本件管理権は、地方自治法238条1項4号の「その他これらに準ずる権利」に含まれるというべきである。

以上

平成 25 年（行ウ）第 10 号 損害賠償等請求事件（住民訴訟）

原 告 河濟盛正ら 外 44 名

被 告 山口県知事

文書送付嘱託申立書

2014（平成 26）年 8 月 8 日

山口地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士 田川 章次

同 訴訟代理人弁護士 内山 新吾

同 訴訟代理人弁護士 小沢 秀造

同 訴訟代理人弁護士 堀 良一

同 訴訟代理人弁護士 永井 光弘

同 訴訟代理人弁護士 浅野 正富

同 訴訟代理人弁護士 鳴田 久夫

同 訴訟代理人弁護士 丸山 明子

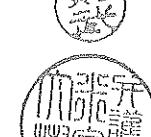
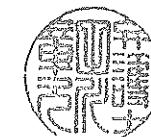
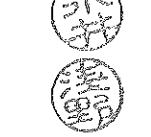
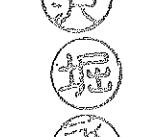
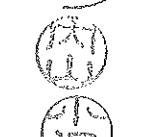
同 訴訟代理人弁護士 仁比聰平

同 訴訟代理人弁護士 石口俊一

同 訴訟代理人弁護士 則武透

同 訴訟代理人弁護士 米倉 大樹

同 訴訟代理人弁護士 内山 傑史



上記当事者間の頭書事件について、原告らは、下記のとおり文書送付嘱託を申し立てます。

記

1 文書の表示

以下の文書、同別紙及び同文書に添付された資料の一切。

	標 目	作成日	作成者	備 考
1	「設計概要変更・工事竣工期間伸長許可申請書及び添付図書に関する補足説明について」と題する書面	H25. 01. 30	山口県土木建築部港湾課長	第4回目の補足説明の依頼。
2	「設計概要変更・工事竣工期間伸長許可申請書及び添付図書に関する補足説明（ご回答）」と題する書面	H25. 02. 22	中国電力株式会社取締役社長 苅田知英	上記依頼に対する回答。

2 文書の所持者

〒753-8501

山口県山口市滝町1-1（山口県庁）

山口県

電話 083-922-3111

（担当課）

山口県庁内 11階

土木建築部港湾課港政班

電話 083-933-3810

3 立証趣旨

平成26年6月27日付け文書送付嘱託申立書の立証趣旨と同じ。

以 上